

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第45号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第15条の2第1項第7号中「37号給」を「25号給」に改め、同条第2項第3号の2を次のように改める。

(3) の 2 前項第4号又は第5号の2の職員のうち職務の級3級にある者
100分の10.5

第15条の2第2項第4号の2中「（第3号の2に掲げる者を除く。）」を削り、同項第4号の3中「前各号」を「第2号、第3号及び第4号の2」に改め、同条第3項第3号の2中「のうち第1項第4号又は第5号の2の職員であって職務の級3級にある者」を削り、同項第4号の2を次のように改める。

(4) の 2 削除

第15条の2第5項第5号中「100分の12」を「100分の13」に改める。

第15条の3第1号中「支給する時期ごとに」を削り、「10,000分の10,975」を「10,000分の11,775」に改め、同条第2号中「支給する時期ごとに」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第107号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第3号の2」を削り、「者」を「職員」に改める。